

# JAEA放射性物質分析・研究施設第1棟の RI使用に係る東京電力の管理について

---

2021年 2月 8日  
東京電力ホールディングス株式会社

# はじめに

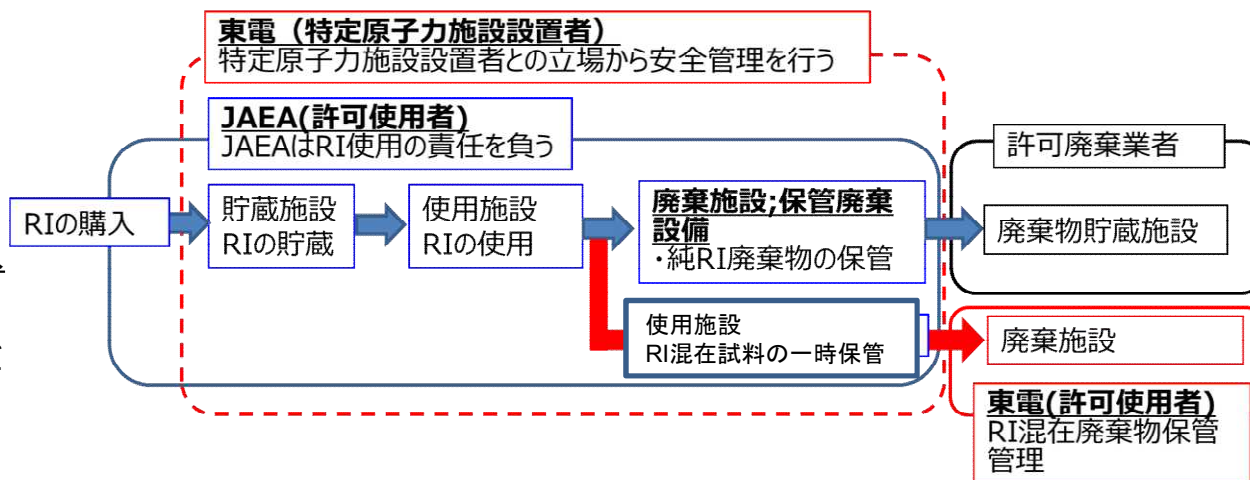
本書は、2020/10/14に規制庁殿から提示あった方針のうち、「実施計画において、JAEAが行う活動に関する保安管理を含め東京電力によるRI施設の管理責任を担保（責任の所在を明確化）：特定施設である分析第1棟において行われる活動の管理を負う」について、検討するものである。

## 【議事要旨抜粋】

- 原子力機構が第1棟の分析用非密封R I 使用者となる場合の責任主体について、第1棟における非密封R I の使用については、分析を実施する原子力機構が責任を負い、分析対象試料となるガレキ等廃棄物の管理については、分析後にR I が混在したものを含め、東京電力が責任を負うべきものと考える。
- これを踏まえ、東京電力は、原子炉等規制法に関しては、分析中も特定原子力施設の認可を受けた責任主体であることから、原子力機構が行うR I 活動に関しても保安管理を含め、東京電力によるR I 法上の施設の管理責任が担保できるよう実施計画の変更認可を受ける必要がある。

## 【検討方針】

- 東京電力の管理範囲を、第1棟でのRIの貯蔵から使用、RI混在試料の一時保管から東京電力受入（受入後にRI混在廃棄物として保管廃棄）までを対象として検討する。



# 1. 特定原子力施設となるまでの経緯

1. 2012年度補正予算において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた研究開発に関し、経済産業省から原子力機構へ850億円が出資され、第1回東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議（2013年3月7日）において研究開発拠点の基本的考え方が示された。  
⇒**JAEAを中心**として関係機関の協力のもとで早急に具体化を図る。
2. 2013年11月、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議が基本的な考え方、立地技術要件を提示。⇒**1F敷地内に建設**することが決定。
3. 2013年11月以降、規制庁より、**東電が特定原子力施設として実施計画を申請し、東電が安全確保責任を一元的にとる方法でない**と許可されない旨の見解提示。  
⇒2014年7月の監視・評価検討会にて、**東京電力が申請**することを回答。
  - (1) JAEAが第1棟の炉規制法上の申請を行う場合、第1棟は炉規制法の使用施設に該当し、厳格化された新規制基準の下での審査が必要になる。  
：1F隣接地への施設設置は現行炉規制法では想定されておらず、1F隣接地という特殊な環境下では独立して安全確保できると判断できない。結果、許可できないとの規制庁意見。
  - (2) 東京電力が第1棟の炉規制法上の申請を行うのであれば、**特定原子力施設の設置許可の変更。**  
⇒東京電力の一元的責任の下で安全確保されれば、第1棟の建設、所有、運営者が東電であることに限定しないと規制庁から示唆。
4. 2016年3月、東京電力とJAEAにて基本協力覚書を締結。第1棟を特定原子力施設の附属施設として炉規制法上の申請を行うことに両者合意。  
⇒2016年9月に東京電力から**第1棟に係る実施計画の変更認可申請**を行い、2017年3月に認可。

## 参考：申請範囲と東電/JAEAの関係

---

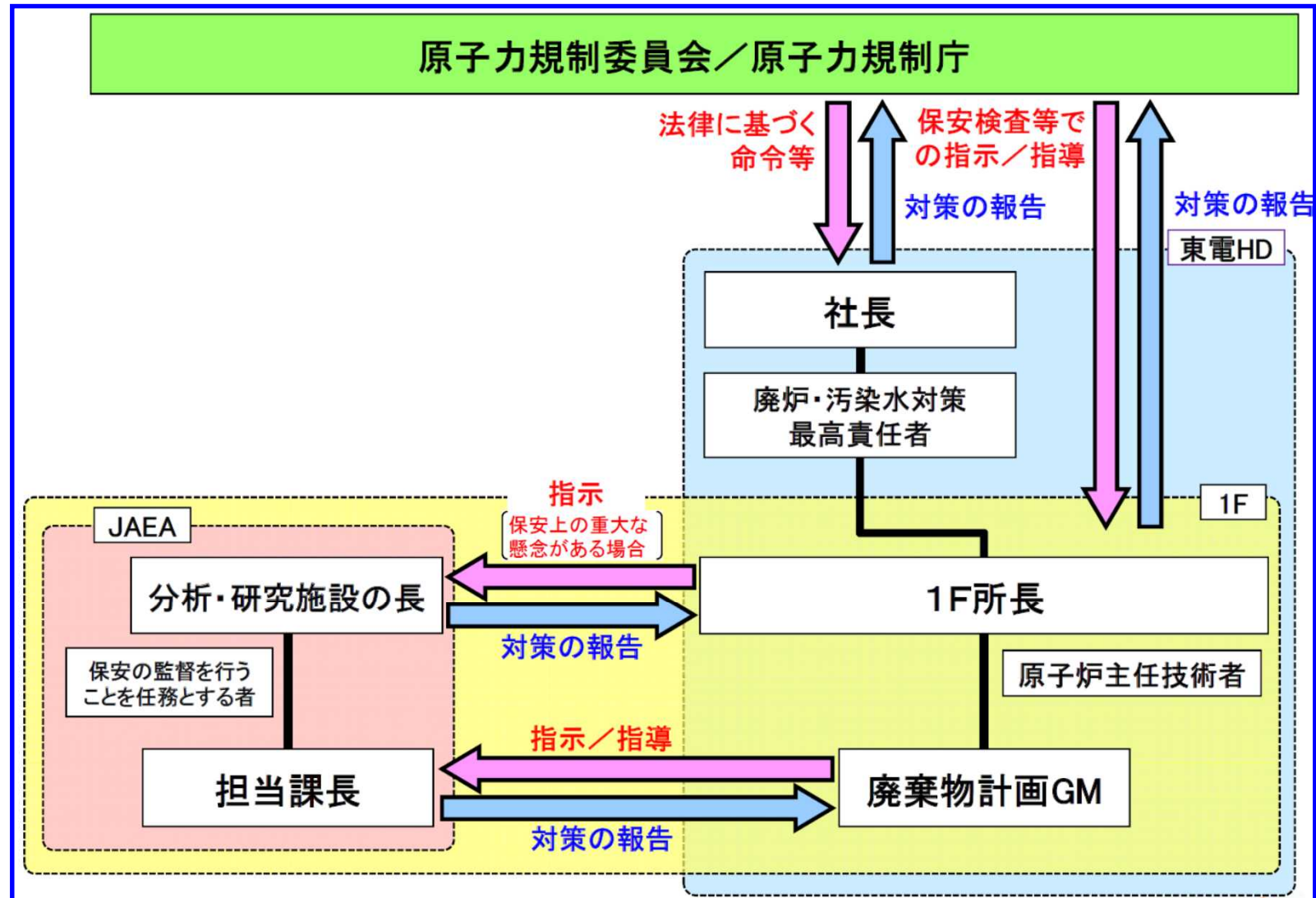
### 【2016(H28)/7/21面談資料(抜粋)】

(平成 25 年 11 月 22 日，平成 26 年 4 月 4 日)

- ・ 分析・研究施設を JAEA が申請する場合，本施設は炉規制法の使用施設に該当し，厳格化された新規制基準での審査が必要。
- ・ 1F 隣接地への施設設置については，現行法令では 1F 周辺に新たな施設を設置することを想定していない。線量が高い環境下で従業員や周辺公衆の被ばくを評価・管理できるか，本施設が独立して安全確保できるかどうかを審査する必要があるが，1F 隣接地ではそのような状況になく許可は困難。
- ・ どうしても使用施設として申請する場合，原子力規制委員会へ照会し，表舞台ではっきりさせることが必要になるが，審査したとしても結果として許可できないと考えている。
- ・ 特定原子力施設は，認可済みの設置許可を変更するものであり，災害を経験している施設に対してのみ，すなわち東電のみに認められている。 JAEA が主体であれば特定原子力施設として設置できない。
- ・ 当該施設を特定原子力施設として実施計画を変更する場合，東電の一元的責任の下，安全確保されれば，施設の建設／所有者まで東電であることに限定はない（当事者間の民事matter）。

# 参考：申請範囲と東電/JAEAの関係

【2017(H29)/2/21 面談資料(抜粋;保安上の指示体制)】

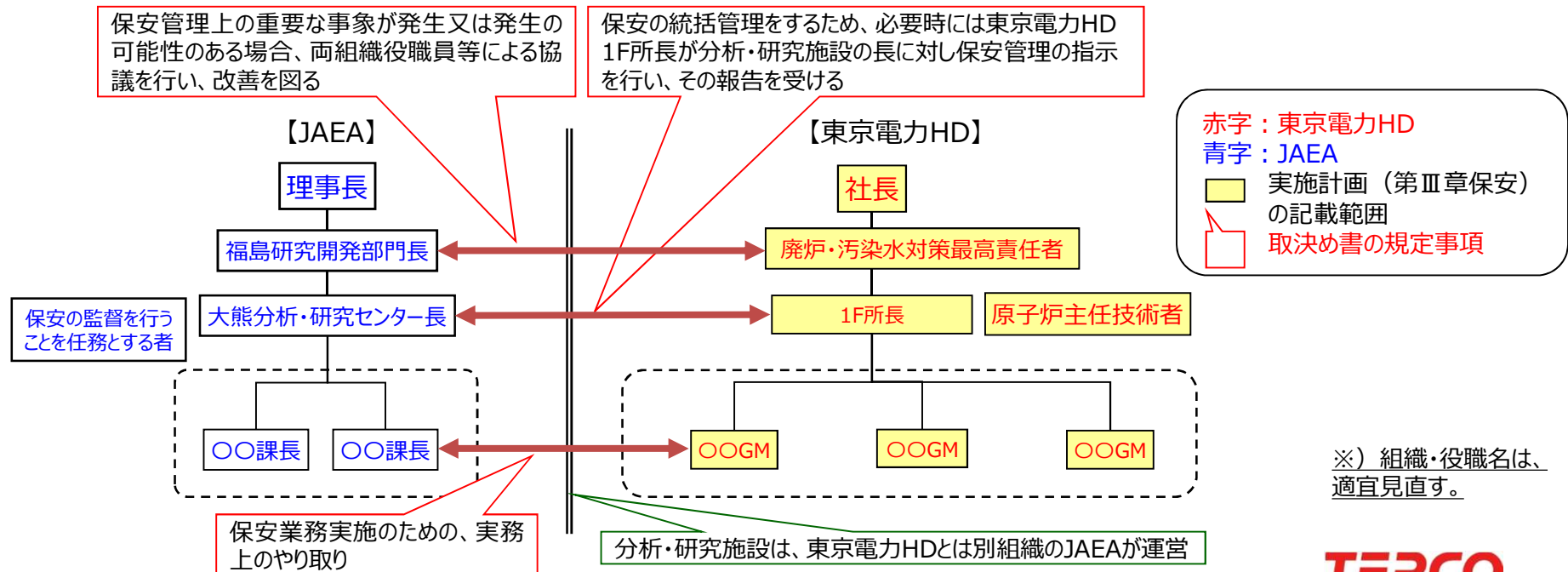


# 2. 東京電力とJAEAとの取り決め（現状）

## (1) 概要

JAEAと東京電力HDは本施設の安全性並びに効率性を相互協力により確保するため覚書を交わし、放射性物質分析・研究施設に係る両者の基本的な役割分担、権利義務を以下の通り定めている。

- 放射性物質分析・研究施設は、1Fにおける特定原子力施設の一部として、**東京電力HDが保安に関する統括管理を行う**。
- 放射性物質分析・研究施設の**施設所有・運営**は、十分な技術力を有する**JAEAを主体**とすることで、本施設の有効活用を図る。
- 分析結果の第三者性の観点を踏まえ、JAEAの運営組織は東京電力HDと別組織とする。
- 本施設についての保安管理を確実に実施するため、**両者の関係を取決め書**で規定する。
- 保安管理上の重要な事象が発生又は発生のある可能性がある場合は、両組織の役員による協議を行い、改善を図る。  
(東京電力HDの役員は実施計画上に位置づけがあり、対応するJAEA役員と協議を行う。)



※) 組織・役職名は、適宜見直す。

## 2. 東京電力とJAEAとの取り決め（現状）

### (2)保安管理についての取決め【第1棟】

放射性物質分析・研究施設は、JAEAが施設の所有・運営を行う事業者として、東京電力HDの保安管理の下、保安活動を実施する。

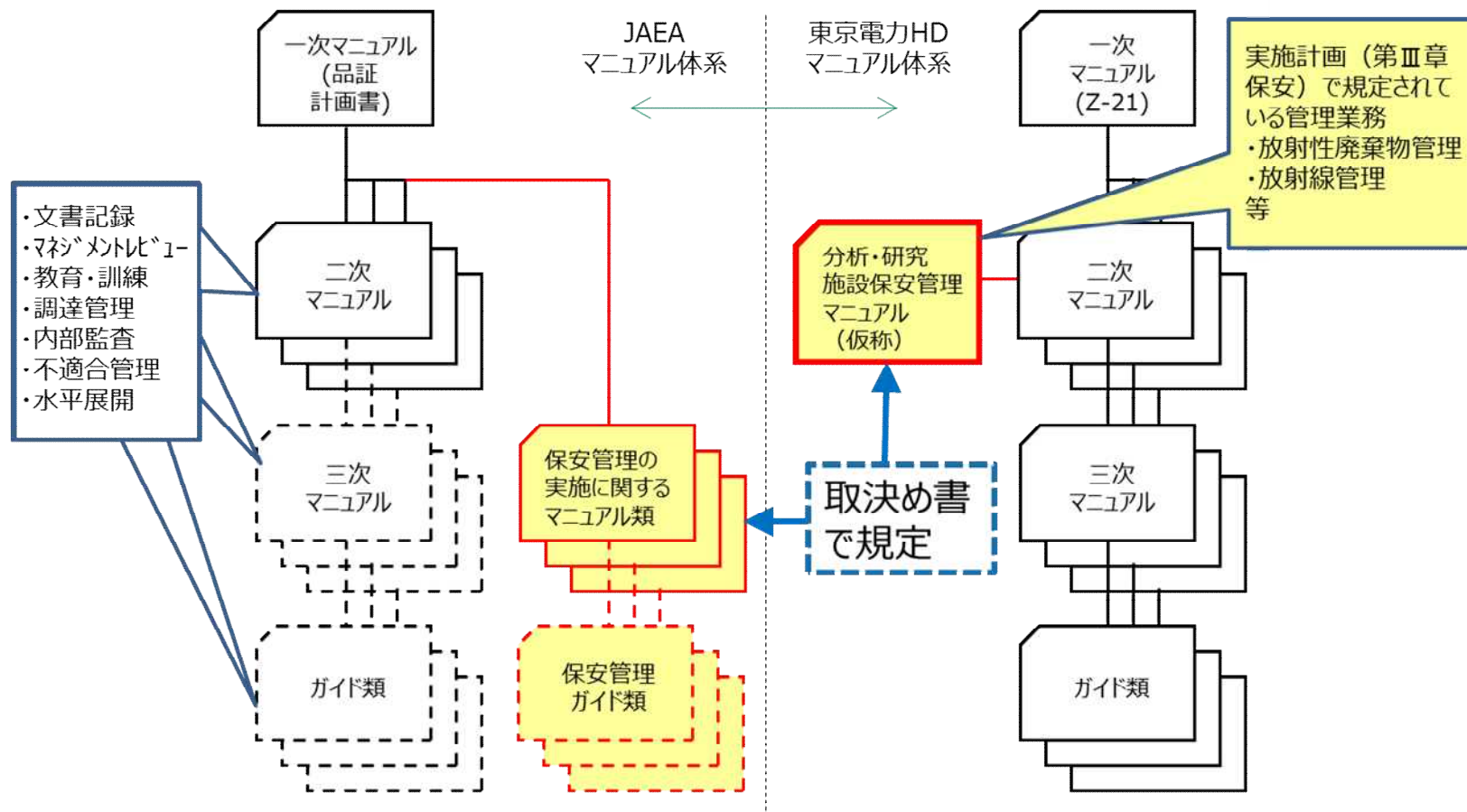
取決め書に定める両社の保安に係る具体的な役割分担

東京電力HD	JAEA
本施設についても、他の実施計画の施設と同等の保安管理・保安活動を実施。	実施計画を遵守。 実施計画第三章の条文から直接的な要求がない場合でも、東電HDの施設と同水準の管理を行う。
保安管理に関する具体的な <b>要求事項をマニュアルとして定める</b> 。	左記マニュアルの <b>要求事項に従い</b> 、その具体的な手順を示した <b>マニュアル等を定める</b> 。
特定原子力施設の設置者として、各職務に応じた <b>保安管理</b> を行う。 ・JAEAのマニュアル・手順書及びそれらに沿った活動のエビデンスを定期的に <b>確認</b> 。 ・運転保守段階では、定期的な現場巡視や保安管理に関する各種会議に参加する等により、 <b>当該施設の運用状況を把握</b> 。 ・保全計画が適切に管理されていることを <b>定期的に確認</b> 。 ・保安管理に係るマニュアル・手順書等を制改訂する際は、JAEAに <b>通知</b> 。	東電HDの保安管理の下、各職務に応じた <b>保安活動</b> を行う。  ・東電HDがマネージメントレビューを実施する上で必要な情報やその他双方が必要と考える事項について <b>報告</b> 。 ・保安管理上の改善が必要な場合は、改善を実施。 ・保安管理状況を <b>日常的に報告</b> 。 ・全ての <b>不適合事象を報告</b> 。 ・保安管理に係るマニュアル・手順書等を制改訂する際は、 <b>施行前に東電HDに確認を受ける</b> 。
保安検査は東電HDが受検。	東電HDの統括管理の下、保安検査官への状況説明及び必要な対応を行う。
1F所長は、保安管理上の懸念があった際には、 <b>設備運用停止</b> やその改善について指示できる。	左記指示に従う。

## 2. 東京電力とJAEAとの取り決め（現状）

### (3) マニュアル体系【第1棟；イメージ】

両社は取決め書に基づき、東京電力HDは二次マニュアルに「保安管理上の要求事項」を定め、JAEAは三次マニュアルに「その要求事項に従い具体的な手順等」を定め、実務に適用する。



JAEAのRI使用に係る東京電力の統括管理は、放射性廃棄物管理や放射線管理等の管理と同様に、分析・研究施設保安管理マニュアル（仮称）に織り込み、取決め書に基づき管理を行う（現状の枠組みに取り込む）ことが可能。



## 3. 実施計画記載内容（現状）

2.に示した東京電力とJAEAとの取り決めに背景に、実施計画では実施計画Ⅱに第1棟施設を掲載、また実施計画Ⅲに主管部署を提示している。

### ○ 実施計画Ⅱ

- ・ 2.41に第1棟の施設設計を掲載。

#### 2.41 放射性物質分析・研究施設第1棟

##### 2.41.1 基本設計

##### 2.41.1.1 設置の目的

放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）で発生する瓦礫類（瓦礫，資機材，土壌），伐採木，可燃物を焼却した焼却灰，汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物（使用済吸着材，沈殿処理生成物）等\*（以下「分析対象物」という。）の

### ○ 実施計画Ⅲ

- ・ 第5条（保安に関する職務）において、JAEA放射性物質分析・研究施設を主管する部・グループに職務を記載。

（8）廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。

（44）分析評価グループは、分析施設の運用，放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理，分析・データ評価に関する業務を行う。

## 4. ご相談事項

- 2013年の規制庁見解を受け、東京電力とJAEAは第1棟の保安統括を確実に実施するため、第1棟を東京電力の特定原子力施設の一部として設置及び運用するにあたり、両者の関係を覚書、取決め書に定め、更に保安管理に関する具体的な要求事項はマニュアルを介し管理する体制を構築して参りました。
- また実施計画は東京電力が第1棟の統括管理を行うことを前提とし、JAEAとの関係は両社の民事マターであること、実施計画は東京電力が規制庁との間で交わす文書であることを踏まえ、両社の関係には触れず、第1棟を特定原子力施設の一部として申請すると共に、その保安部署を申請しています。
- 今般、第1棟の非密封RI使用に係る規制庁の見解を受け、東京電力の統括管理についてはこれまでに整備した体制に基づき、当社は分析施設におけるRIの使用に関して、東電の保安管理マニュアルに要求事項を明記し、両者間の取り決め書に従いJAEAの定める手順書通り適切に保安活動が行われるよう確認・指導することにより、保安の統括管理の責任を果たす考えです。
- 一方で、東京電力による統括管理自体はこれまでも実施計画には明記していませんが、既にその関係を前提として整理しており、非密封RIの使用に関わる統括管理もこれに包括されるものと考えております。
- 以上より、第1棟の非密封RI使用に係る東京電力の保安統括については、JAEAのRI使用に先立つタイミングでRI使用に係るマニュアルの整備状況及び内容をご確認頂く一方で、実施計画への記載については再考頂けないかと考えております。

以上、ご検討賜りたく、お願い申し上げます。